

砺波市農業委員会 6 月総会議事録

開催日時 令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 2 時～

開催場所 砺波市役所 3 階 大ホール

出席した委員 25 名

1 番	西原 登	16 番	飯田 真紀
2 番	堀田 敬三	17 番	亀永 理恵
3 番	吉田 一馬	18 番	土田 英雄
4 番	柴田 泰利	19 番	中村 栄克
5 番	林 政樹	20 番	満保 雅春
6 番	前野 久	21 番	今井 久人
7 番	石田 智久	22 番	松原 光雄
8 番	鴨井 克之	23 番	黒田 英嗣
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	27 番	齋藤 徹
13 番	森田 修	28 番	片山 雅喜
14 番	松浦 正一	29 番	水野 勢津子
15 番	飯田 輝一		

欠席した委員 4 名

9 番	川邊 洋	10 番	館 和香子
24 番	山本 渉	25 番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3 名

事務局長	小西 啓介	主幹	横山 匡英	副主幹	三井 麻美
農業振興課	1 名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第10号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し
意見決定について
- 3) 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請
に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項第1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第43条第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 それでは、「令和8年度 砺波市農業委員会6月総会」を開会いたします。川邊会長におかれましては、所用のため本総会には遅れて出席される予定であるものです。このため、会議に先立ち黒田職務代理者が開会のご挨拶を申し上げます。

職務代理 ご苦勞様です。お忙しいところ総会に出席いただき誠にありがとうございます。川邊会長は所用のため、本日は私が会長の職務代理を務めます。不慣れではありますがよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、本日は黒田職務代理者に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号 19番 中村 栄克 委員、
議席番号 20番 満保 雅春 委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第10号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、現在の耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けま

す。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第10号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 番号1については、議案第12号番号2の事案と関連があり、砺波市と協議の上権利を移転するものです。現在の耕作者である譲受人が引き続き農地として利用するものです。

ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 本件の事情についてもう少し詳細な説明を求めます。

議 長 事務局から説明を求めます。

事 務 局 本件につきましては、柴田氏は旧庄川町より庄川町青島494番を農地として借りており、旧庄川町は柴田氏から庄川町金屋字了安1297番1を庄川児童館の駐車場として借りております。今般、その土地を交換するため、前者は農地法第3条、後者は農地法第5条の規定により所有権の移転を行うものです。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第10号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

議 長 続きまして、「議案第 11 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による
転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 2 ページをお願いします。今月の案件は、1 件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添資料の 1 ページから 5 ページまでと併せてご覧ください。
申請地は、10 ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」
になります。

農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。

前所有者が農地転用の手続きを行わず、申請地を農機具置場等として利用
していたため、この度是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 11 号」につきまして、
ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 番号 1 については、昨年 12 月総会において農振除外の協議を行い可決
の判断があったものであり、今回転用に係る手続きを行うものです。
ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 11 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権

移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の３ページをお願いします。
今月の案件は、３件でございます。

（議案書番号１朗読）

別添資料の６ページから１０ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。

農地転用の許可基準は、「農用地利用計画の用途」に該当します。

申請者は、農地の一部を悪水路として利用していたため、是正を図ります。

（議案書番号２朗読）

別添資料の１１ページから１５ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」になります。

農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、庄川児童館の駐車場として申請者が借り受けていますが、地目が田のままであることが判明したため、是正を図ります。

（議案書番号３朗読）

別添資料の１６ページから２０ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」になります。

農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。

申請者の住宅敷地の一部が、隣接農地である申請地に越境していることが判明したため、このたび是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第１２号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 （「はい」の声あり）

議長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 番号１については、住宅敷地の端に水路の設置を要したものです。
皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 番号３については、境界確認のため土地の測量調査をしたところ、住宅
の擁壁の一部が３cm隣接農地に越境していることが判明したため、これを
是正するものです。
皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第１２号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「協議事項第１号 農用地利用計画の変更について」、事
務局より説明願います。

事 務 局 議案書の４ページをお願いします。
令和８年４月に受け付けた「農用地区域からの除外願」は４件となっ
ております。

（案件番号１朗読）
除外案件別添資料の１ページから７ページまでと併せてお願いします。
譲受人は、造園業を営んでおり近年従業員も増え、業績も拡大しており
ます。そこで業務の中心である砺波で資材置場を集約し、併せて駐車場の
拡大を計画しています。

（案件番号２朗読）
除外案件別添資料の８ページから１４ページまでと併せてお願いし
ます。
譲受人は、願出者の娘夫婦であり、将来的に実家や農地の管理及び親
の介護をするため本家住宅と近い場所に分家住宅を計画しています。

(案件番号3朗読)

除外案件別添資料の15ページから22ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、願出者の息子であり、子どもたちが大きくなりアパートが手狭になったことや将来的に実家や農地の管理及び親の介護をするため本家住宅と近い場所に分家住宅を計画しています。

(案件番号4朗読)

除外案件別添資料の23ページから29ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、願出者の息子であり実家敷地に住宅を建築したが駐車スペースが無く、特に冬場は困っていました。裏の田んぼを整形化することも踏まえ、隣接地にカーポートを計画しています。

以上でございます。ご協議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第1号」につきまして、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 番号1については、造園業を営んでいる譲受人が市外に所有している駐車場等を砺波市内に集約することを計画しているものです。
皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 番号3については、申請農地が農業振興地域から除外されても、周辺の農地への影響は少ないと考えております。
皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 番号4については、家族の増加に伴い駐車場が不足しているものです。除外後の農地は整形田となることから、耕作には支障無いものと考えております。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から第2号について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(番号1読み上げ)

番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は7ページをお願いします。
合計で12件、61筆、110,792㎡です。

なお、今月 農地法第18条第6項の規定による通知の報告はございません。

私からは、以上でございます。

続きまして、議案書の8ページをお願いします。

報告第2号 農地法第43条第1項の規定による届出の報告について
番号1について読み上げる前に、農地法第43条について簡単に説明させていただきます。

農地法第43条とは、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボット導入等のために、農業用ハウス等の底面を全面コンクリートにする場合は、農地転用に該当せず、農業委員会へ届出により農地のまま設置できるという制度になります。

今回、届出の内容を精査した結果、用途・規模・日照・排水などの基準を満たしており、適正であると判断いたしましたので、届出を受理いたしました。

(番号1読み上げ)

私からは、以上でございます。

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 (「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

最後に、その他について、事務局からの連絡事項がありましたら、お願いします。

事 務 局 視察研修について説明

議 長 これにて 本日の総会を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。

(閉会14：37)